



要求し、たたかえば勝ち取れる

今年も春闘要求が、「連合」「全労協」「全労連」をはじめとする上部団体などで出されているが、その内容は本主に労働者からの声を代弁しているものなのか。

今更ですが「ストライキとは、労働条件の改善などを会社に要求するために、労働組合が団結して労働を拒否すること。ストライキを行う権利は労働基本権の一つである『団体行動権』（日本国憲法第28条）で保障されている。」にもかかわらず、なぜ日本の労働運動は「ストライキ」で闘わなくなったのか。

理由として総評が解体され、連合の発足が「労使協議制度」の定着を進ませ、団交やストライキを行わなくても意見調整が行いやすくなったからと思う。そして、職場では「成果主義」が導入され、労働者がバラバラにされて個人解決を迫られるようになった結果、団体で要求するストライキが迷惑な行為と思わされていることだと

考える。

しかし、一昨年の「そごう・西武労組」のストライキでは、業界内の13労組が共闘、支援を表明し、市民からも応援の声が聞かれ、非正規でもひとりでもストライキを実施することで、要求が勝ち取れた報告もある。ストライキは、復活しつつある。

リゾート地のハワイでは、ホテル労働者が加入する労働組合で長期のストライキが頻繁に行われているが、宿泊者はチェックインの長蛇の列も、シーツの交換を自分ですることも、労働者の権利のためなら仕方ないことと受け止められている。今年、ハウスキーピングの時給が28ドルから、年に3ドルずつ4年後には40ドルで妥結した。

労働大学企画編集委員 岸 真弓